

# 請 書 (案)

- 1 作業名 九州森林管理局 自動火災報知設備機器点検及び機器総合点検  
2 履行場所 九州森林管理局 熊本市西区京町本丁2番7号  
3 契約期間 契約締結の日から令和9年3月17日まで  
4 契約金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 \_\_\_\_\_ 円)

上記の作業について、次の各項を遵守のうえ請負いたします。

令和 年 月 日

(発注者)

支出負担行為担当官  
九州森林管理局長 眞城 英一 殿

(請負者)

住 所  
氏 名

印

## 記

- 第1条 請負人は、自動火災報知設備機器点検内訳書及び機器総合点検内訳書に基づき監督員の指示に従い点検作業を完了させます。
- 第2条 点検作業に必要な仮設物の設置のため、国または民地を使用する場合は請負人において承諾を得ます。
- 第3条 請負用の材料は、すべて監督員の検査済みのものを使用します。
- 第4条 事業上の都合により作業内容を変更し、もしくは作業を一時中止し、または打ち切られても異議はありません。
- 第5条 天災その他、不可抗力により、作業期間内に作業を完了することができないときは、事由を付して作業期間の延長を協議します。
- 第6条 前条以外の理由により作業期間を延長したときは、最終の請負金額に対し遅滞日数に応じ年5.00%の割合で違約金を支払います。
- 第7条 作業が完了したときは、立会のうえ検査を受けます。
- 第8条 請負金の支払いは、前条の検査に合格した後、適法な支払請求書を提出し、発注者がこれを受理されてから30日以内といたします。  
2 前項の期間内に請負金を支払わないときは、期間満了の翌日から支払った日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として申し受けます。  
ただし、100円未満の端数は切り捨て総額が100円未満の場合は支払不要です。
- 第9条 作業上の契約不適合責任については、発注者の指示により、履行の追完（修復又は補修）をいたします。
- 第10条 この請負に関し契約不履行、不正行為等があり契約を解除された時は請負代金の100分の10に相当する違約金を徴収されても異議ありません。
- 第11条 この請負に関し疑義が生じた場合は、発注者の指示に従います。

## 自動火災報知設備 機器点検内訳書

(6ヶ月機器点検9月実施予定)

品 目	数 量	単 位	備 考
受信機	1	台	P型1級 30回線
表示機	2	台	
差動式スポット型感知器	156	個	
定温式スポット型感知器	14	個	
煙感知器	32	個	
発信機	12	個	P型1級
表示灯	12	個	
電鈴	12	個	
消火栓起動連動装置	1	式	
常用電源	1	式	交流電源
予備電源	1	式	蓄電池

# 自動火災報知設備 機器総合点検内訳書

(総合点検 2月実施予定)

品 目	数 量	単 位	備 考
受信機	1	台	P型1級 30回線
表示機	2	台	
差動式スポット型感知器	156	個	
定温式スポット型感知器	14	個	
煙感知器	32	個	
発信機	12	個	P型1級
表示灯	12	個	
電鈴	12	個	
消火栓起動連動装置	1	式	
常用電源	1	式	交流電源
予備電源	1	式	蓄電池
配線点検	1	式	